

衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 尾辻秀久様  
内閣総理大臣 岸田文雄様  
経済産業大臣 西村康稔様  
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 河野太郎様  
内閣府消費者委員会委員長 後藤卷則様  
消費者庁長官 新井ゆたか様

悪質商法をなくし、消費者被害を減らしていくために、  
施行後5年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的な改正を求める意見書

2023年3月24日

全大阪消費者団体連絡会

事務局長 米田寛

大阪市中央区内本町 2-1-19-430

tel.06-6941-3745



特定商取引法(以下「特商法」)は、2016年改正時の附則第6条で「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定めた「5年後見直し」の時期を迎えています。

私たち大阪消団連は、2022年12月15日、2023年2月1日、3月7日と3回の学習会を開催し、①2021年の全国の消費生活相談のうち約55%を特商法の対象取引分野が占めること、②80歳以上の相談の3割が訪問販売と電話勧誘販売であること、③海外では消費者があらかじめ勧誘を拒否できる制度を導入する国・地域が増えていること、④世代全体ではインターネット通販に関する相談が最も多いこと、⑤SNS関連の相談が急増していること、⑥2022年6月施行の「詐欺的な定期購入商法」の規制強化後も相談が続いていること、⑦マルチ商法に関する相談は年10,000件前後から減らず、そのうち半数近くが20歳代で、平均被害額が増えていることなどを学びました。

悪質商法をなくし消費者被害を減らしていく上で、特定商取引法の改正が必要となっていることは明らかです。高齢者が今後も増加し、成人年齢が18歳に引き下げられた今、消費者被害が更に広がる危険を見過ごすことは許されません。

私たち大阪消団連は、5年後見直しに直ちに取り組み、以下の内容を中心とする特商法の抜本改正を行うことを求めます。なお、2023年2月9日に大阪市議会、同年3月17日に大阪府議会が、同趣旨の意見書を全会一致で採択していることを申し添えます。

1. 訪問販売や電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度(いわゆる Do Not Knock、Do Not Call 制度)及び事業者の登録制度を導入すること。
2. SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者・勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。
3. マルチ取引(連鎖販売取引)について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。

以上